

## 令和8年度

# 認定こども園『たまかわクックの森』の入園児を募集します

## ☆申込受付のご案内☆

令和8年度に「たまかわクックの森」への入園を希望する園児を募集します。  
新規入園を希望される方は、下記により手続きをしてください。

(※現在、こども園に在園中で、令和8年度の継続利用を希望する場合は、入所継続要件確認のため、現況届を提出していただきます。関係書類の配布及び手続きの詳細については、こども園を通じてご案内いたします。)

記

▶募集対象者	令和2年4月2日～令和7年10月1日までに生まれた乳幼児
▶新規募集人員	・5歳児(若干名)                      ・4歳児(若干名)                      ・3歳児(15名程度) ・2歳児(10名程度)                      ・1歳児(15名程度)                      ・0歳児(15名程度) ※現在園児が進級するものとして新規募集人員を定めております。 ※(利用調整等について) 申込人数が募集人員を超えた場合は、家庭における保育の必要度合いを審査・判定し、優先度の高い家庭からの決定とさせていただきます。なお、上記募集人員にかかわらず、状況によっては利用のご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
▶申込関係書類の配布	・配布開始：令和7年10月20日(月)から 午前9時～午後5時(※土・日・祝日を除く) ・配布場所：玉川村教育委員会 ※入園申込みに係る詳細については、書類の配布時にご案内いたします。
▶受付期間等	・受付期間：令和7年11月4日(火)～11月14日(金) 午前9時～午後5時(※土・日・祝日を除く) ・受付場所：玉川村教育委員会
▶利用調整結果の通知	令和8年1月中旬頃、保護者の方へ郵送いたします。
▶問い合わせ先	玉川村教育委員会 ☎57-4633

※ 提出期限までに書類の提出がない場合や書類の内容に不備がある場合は、利用調整(選考)の対象となりませんので、ご注意ください。

### 【認定こども園「たまかわクックの森」について】

施設名	認定こども園 たまかわクックの森		
種別	幼保連携型		
運営主体	(福)玉川村社会福祉協議会		
所在地	玉川村大字川辺字金波59-2 ☎57-4100		
支給認定区分	1号認定 保育を必要としない 満3歳以上の子ども	2号認定 保育を必要とする 満3歳以上の子ども	3号認定 保育を必要とする 満3歳未満の子ども
定員	40人	125人	65人
保育時間	(月～金) 9:00～13:30	・標準時間保育(月～土) 7:30～18:30 ・短時間保育(月～土) 9:00～17:00 ※土曜日は希望者のみ。	
特別保育	一時預かり保育	延長保育	
保育料 (利用者負担額)	【3歳～5歳児クラス】 【0歳～2歳児クラス】	無償(※給食費については保護者負担となります) 国が定める基準を上限として、入園児と生計を一にしている父母の市町村民税額を基に、居住地の市町村が決定	

【裏面もご覧ください】

## 認定こども園等を利用するためには・・・

### ■ 支給認定の手続き

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際に、居住している市町村から支給認定を受ける必要があります。

支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、**1号認定**・**2号認定**・**3号認定**の3区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

支給認定申請は、「施設利用申込書」と同一様式で申請していただくことが可能です。

#### 1号認定（教育標準時間認定）

満3歳以上の小学校就学前子どもで、教育のみを受ける子ども

#### 2号認定（保育認定）

満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子ども

#### 3号認定（保育認定）

満3歳未満の保育を必要とする子ども

※ 新制度に移行しない幼稚園もあります。  
その園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

利用可能施設 認定区分	幼稚園	保育所	認定こども園		地域型保育
			教育部分	保育部分	
1号認定	●		●		
2号認定		●		●	
3号認定		●		●	●

### ◎ 2号・3号認定（保育認定）を受けるためには、

「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

#### 保育を必要とする事由

- 就労（月64時間以上）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 親族の介護、看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 修学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

\* 保育認定を行う際は、

左記の事由に応じ、当該事由に定める「保育の必要量」（施設を利用できる時間）の認定をあわせて行います。認定は、次のいずれかに区分されます。

**保育標準時間**    **最大11時間**

**保育短時間**    **最大8時間**

#### 支給認定の有効期間

1号認定	「小学校就学前まで」
2号認定	「小学校就学前までの期間」か「保育が必要な期間」のいずれか短い期間
3号認定	「満3歳に達する日の前日まで」

### ◎ 「保育が必要な期間」について、別途規定がされているものは下表のとおりです。

妊娠中又は出産後	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動	最長、90日が経過する日が属する月の末日まで
育児休業	原則として、育児休業の対象の子どもの出産1年後の月末。ただし、やむを得ない事情により育児休業を延長する場合、当該育児休業の延長期間が終了する日の属する月の月末まで

※ 3号認定については、子どもが満3歳に到達した時点で、自動的に2号認定へ切り替わりますので、有効期間の変更手続きは不要です。（満3歳に到達する月に、新たな支給認定証を交付いたします。）

### ◆ 広域利用について

特別な理由で、玉川村以外の市町村に所在する保育所・こども園等への入所を希望される場合は、希望する保育所・こども園等の所在市町村により入所要件や受付期間が異なります。

広域利用を希望される場合には、お早めに玉川村教育委員会へご相談ください。